

令和2年度

# 監査結果報告書

施設監査（学校・幼稚園・保育所）

大分市監査委員



監査第 1575 号  
令和 3 年 2 月 8 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿  
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿  
大分市教育委員会教育長 三 浦 享 二 殿

大分市監査委員 縄 田 睦 子

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 高 橋 弘 巳

大分市監査委員 国 宗 浩

## 監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による施設監査（学校・幼稚園・保育所）を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 施設監査結果報告

## 1 監査の対象、実施場所及び監査の期間

監査の対象及び実施場所	監査の期間
<p><b>教育部</b></p> <p><b>小学校 13校</b> 長浜、春日町、日岡、津留、舞鶴、上戸次、竹中、敷戸、敷戸はばたき分校、大在、丹生、小佐井、坂ノ市</p> <p><b>中学校 4校</b> 明野、鶴崎、大在、坂ノ市</p>	<p>令和2年度（令和2年4月1日～令和2年9月30日）に係る施設及び財産管理状況等</p>
<p><b>子どもすこやか部</b></p> <p><b>幼稚園 4園</b> 春日町、舞鶴、大在、坂ノ市</p> <p><b>保育所 3保育所</b> 生石、浜町、下郡</p>	

※森岡小学校、賀来小学校、南大分中学校、賀来中学校、南大分幼稚園、新春日町保育所、金池保育所については、昨年度の施設監査において警備業務用機械装置のセット漏れによる指摘があったため、施設の警備状況のみ監査した。

## 2 監査項目及び着眼点

(学校)

監査項目及び着眼点
1 物品の管理状況について (1) 備品の管理は適正に行われているか。 (2) 刃物類、危険工作器具、薬品類等危険物品の保管は適正に行われているか。 (3) 自動体外式除細動器（A E D）の管理は適正に行われているか。
2 施設の管理状況について (1) 施設の維持管理は適正に行われているか。 (2) 各設備の維持管理は適正に行われているか。 (3) 施設の危機管理等は適正に行われているか。

(幼稚園・保育所)

監査項目及び着眼点
1 物品の管理状況について (1) 備品の管理は適正に行われているか。 (2) 自動体外式除細動器（A E D）の管理は適正に行われているか。
2 施設の管理状況について (1) 施設の維持管理は適正に行われているか。 (2) 各設備の維持管理は適正に行われているか。 (3) 施設の危機管理等は適正に行われているか。

## 3 監査の方法

物品及び施設の管理等は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

## 4 監査の結果

### 教育部 学校

#### (1) 物品の管理状況について

##### ア 備品の管理が適正でないもの

大分市立学校物品取扱基準の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品のうち、損傷がはなはだしく使用できないと認める取得価額等が5万円を超える備品の処分については、教育長の承認を得なければならないとされている。

しかしながら、教育長の承認を得ずに備品を処分しているものが見受けられた。

今後は、基準に従い適正な管理をされたい。(大在中学校)

##### イ 刃物類の保管が適正に行われていないもの

教育長が各学校長にあてた「毒物及び劇物並びに危険物等の適正な管理の徹底について(通知)」(以下「教育長通知」という。)では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称、数を表示することとされている。

しかしながら、刃物類等危険性のある物品であるナイフやのみ等について、個々に番号が付けられていないものや、数の表示が正確でないものが散見された。

今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。(敷戸小学校はばたき分校、小佐井小学校、鶴崎中学校、大在中学校、坂ノ市中学校)

##### ウ 薬品の管理が適正に行われていないもの

教育長通知では、毒物及び劇物は、一般の薬品と分けて施錠設備のある専用の保管庫に保管することとなっている。

しかしながら、劇物と一般の薬品が同一の保管庫内で保管されていた。

今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。(舞鶴小学校)

#### (要望事項)

エ 教育長通知では、毒物及び劇物は、施錠設備のある専用の保管庫に保管することとなっている。

しかしながら、薬品保管庫等に施錠していたものの、容易に解錠で

きる状態となっており、薬品の管理が不十分であった。

今後は、通知に従い、適切に薬品を保管されるよう要望する。(鶴崎中学校)

## (2) 施設の管理状況について

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの

警備業務用機械装置のセット漏れが散見されたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。

なお、南大分中学校、賀来中学校においては、昨年度に引き続きセット漏れがあったことから、より一層危機管理意識の徹底を図るよう努められたい。(坂ノ市小学校、鶴崎中学校、大在中学校、坂ノ市中学校、南大分中学校、賀来中学校)

## 所管課

### (1) 物品の管理状況について

(要望事項)

ア 教育長通知では、技術や家庭科、美術・図画工作等で使用する刃物類等危険性のある物品は、鍵のかかる準備室又は鍵付き棚等、安全な場所で保管することとなっている。今回の監査において、一部の学校で刃物類等危険性のある物品が鍵のかかる技術準備室に保管されていたものの、鍵のかかる棚等には保管されていなかった。

技術準備室には児童生徒が入室することがあること、又、大多数の学校が鍵のかかる棚等で保管していることを踏まえると、教育委員会として、児童生徒の安全を第一義に考え、今一度、刃物類等危険性のある物品の保管方法について検討され、刃物類等危険性のある物品は鍵のかかる棚等で保管するよう、統一的に学校を指導されるよう要望する。(学校教育課)

(要望事項)

イ 教育長通知では、鋸、錐、金槌等の工具や包丁、ピーラー、ナイフ等の調理器具等危険性のある物品には、個々に番号を付けることとなっているが、一部の学校において、危険性のある工具をその認識がないため、番号を付けていないものが見受けられた。

今後は、刃物類等危険性のある物品の定義を整理し、統一的に学校を指導されるよう要望する。(学校教育課)

(要望事項)

ウ 教育長通知では、一般の薬品の保管については、整理箱等に入れ理科準備室内の棚等で保管することとなっており、鍵のかかる棚等で保管をするよう指導していないが、今回の監査においては、一部の学校以外の全ての学校で鍵のかかる棚等で一般の薬品を保管していた。

理科準備室には児童生徒が入室することがあること、又、大多数の学校が鍵のかかる棚等で保管していることを踏まえると、教育委員会として、児童生徒の安全を第一義に考え、今一度、一般の薬品の保管方法について検討され、一般の薬品は鍵のかかる棚等で保管するよう、統一的に学校を指導されるよう要望する。(学校教育課)

## **子どもすこやか部**

### **幼稚園・保育所**

#### **(1)施設の管理状況について**

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの

警備業務用機械装置のセット漏れがあったが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。(生石保育所)